

懲戒処分

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士 広島弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏 名 森 亮介
登録番号 51642
事 務 所 広島県広島市中区広瀬北町3-11
和光広瀬ビル2階 ソアラビジネ
スポーツ204 法律事務所M a M
o L a w
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和8年9月14日
令和8年9月28日 日本弁護士連合会

懲戒処分

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士 福岡県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏 名 高橋 功太
登録番号 58268
事 務 所 福岡県行橋市西宮市2-1-40
行橋センタービル205
高橋功太法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止2月
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和8年9月28日
令和8年9月29日 日本弁護士連合会

公示送達

紺野友彦氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会揭示場に掲示した令和8年10月14日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2025年綱第564号
異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
令和8年10月14日 日本弁護士連合会

公示送達

加藤茂樹氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会揭示場に掲示した令和8年10月14日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2025年綱第1023号
異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
令和8年10月14日 日本弁護士連合会

解散命令

鹿児島県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
令和8年10月14日

鹿児島県知事 塩田 康一

記

命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島県木材加工協同組合
鹿児島県鹿児島市東開町9番地2
〔教示〕

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鹿児島県（代表者鹿児島県知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の

審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。
令和8年10月14日 宮崎県教育委員会

- 1 失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
氏名 山口 美香
本籍地 神奈川県
小学校教諭一種免許状
群馬県教育委員会、平成23年3月31日
平22小一種第283号
- 2 失効年月日 令和8年9月28日
- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号 該当
教育職員免許法施行規則第74条の2第8号ハ 該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。
令和8年10月14日 宮崎県教育委員会

- 1 失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
氏名 斉藤 健太
本籍地 宮崎県
- (1) 中学校教諭一種免許状（保健体育）
千葉県教育委員会、平成31年3月15日
平30中一第1227号
- (2) 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
千葉県教育委員会、平成31年3月15日
平30高一第1534号
- 2 失効年月日 令和8年9月28日

- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号 該当
教育職員免許法施行規則第74条の2第8号イ 該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、所持品、現金1,930円、眼鏡1個
上記の者は、令和8年2月26日から同年3月2日に埼玉県秩父市三峰291番地2三峰神社本殿から南東図測約2.2キロメートルの妙法ヶ岳山中で頭蓋骨1個、背骨、腰椎等の人骨が発見されました。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は市営墓地に仮埋葬してあります。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和8年10月14日
埼玉県 秩父市長 清野 和彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30代～50代（推定）、性別男性（推定）、所持品・現金113円、財布、Suicaカード1枚、鍵3個、サングラス1個、寝袋1個
上記の者は、令和5年8月27日に埼玉県秩父市浦山2431番地から北東方図測60メートルに位置する山中で頭蓋骨、肋骨、骨盤、大腿骨が発見されました。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は市営墓地に仮埋葬してあります。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和8年10月14日
埼玉県 秩父市長 清野 和彦

鹿児島県公告

解散命令

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

なお、本県知事に対して審査請求をすることができます。

令和8年10月14日
鹿児島県知事 塩田 康一
鹿児島県知事 塩田 康一
鹿児島県知事 塩田 康一